

15 軽油引取税（令和4年度）

(1) 軽油の引取数量等

(2) 課税対象とならない数量等

区 分	数量・税額等	区 分	数 量	免 税 軽 油 使 用 者 数 等
<b>総 課 税 標 準 量</b>	<b>1 144 342</b> kl	<b>総 計</b>	<b>23 461 219</b>	<b>1 568</b>
<b>総 申 告 件 数</b>	<b>4 736</b> 件	<b>法第144条の2第1項カッコ書の規定に該当分</b>	<b>23 317 718</b>	<b>20</b>
<b>特別徴収によるもの</b>		<b>法 第 144 条 の 5 関 係</b>	<b>81 181</b>	<b>102</b>
引 取 数 量 ①	24 614 063 kl	輸 出	42 293	15
課税対象とならない数量 ②	23 461 219 kl	そ の 他	38 888	87
差引数量①－② ③	1 152 844 kl	<b>法 第 144 条 の 6 関 係</b>	-	-
欠 減 量 ④	11 160 kl	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
特 約 業 者 分 1/100	11 002 kl	<b>法 附 則 第 12 条 の 2 の 7 第 1 項 関 係</b>	<b>58 769</b>	<b>1 442</b>
元 売 業 者 分 0.3/100	158 kl	船 舶	24 592	1 235
課 税 標 準 量 ③－④	1 141 684 kl	自 衛 隊	3 548	5
申 告 件 数	3 459 件	鉄 道 用 車 両 又 は 軌 道 用 車 両	2 444	13
<b>申告納付によるもの</b>		農 業 等	2	5
課 税 標 準 量	2 658 kl	林 業 等	-	-
申 告 件 数	1 277 件	セメント製品製造業（除く生コン）	110	5
<b>調 定 額</b>	<b>36 733 376</b> 千円	生コンクリート製造業	10	2
<b>特別徴収義務者（販売者）数</b>	<b>416</b> 人	鉱物の掘採事業	4 729	8
特 約 業 者	395 人	とび・土工工事業	6 229	86
元 売 業 者	21 人	鉱さいバラス製造業	-	-
そ の 他 の 者	- 人	港 湾 運 送 業	11 214	45
		倉 庫 業	78	7
		貨物利用運送事業	-	-
		鉄 道 貨 物 積 卸 業	-	-
		航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	5 204	20
		廃 棄 物 処 理 事 業	270	6
		木 材 加 工 業	194	2
		木 材 市 場 業	27	1
		バ ー ク た い 肥 製 造 業	118	2
		索 道 事 業	-	-
		<b>アメリカ合衆国軍隊関係</b>	<b>3 032</b>	<b>3</b>
		<b>外国公館等の暖房用ボイラー関係</b>	<b>518</b>	<b>1</b>